



海外特別研究員事業の 概要と申請等について

日本学術振興会 人材育成事業部
人材育成企画課
令和7年2月





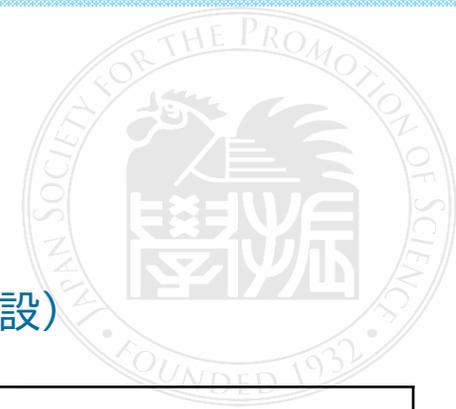
事業の概要

海外特別研究員事業は、我が国における学術の将来を担う国際的視野に富む有能な研究者を養成・確保するため、優れた若手研究者が海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう支援する制度です。

海外特別研究員-RRA(Restart Research Abroad)事業は、我が国における学術の将来を担う国際的視野に富む有能な研究者を養成・確保するため、学術研究分野における男女共同参画を推進する観点を踏まえ、優れた若手研究者が結婚・出産・育児・看護・介護のライフイベントによる研究中断の後に、海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう支援する制度です。

いずれの事業も、我が国の大学等学術研究機関に所属する研究者、又は当該研究者を志望する者を対象とします。

また、対象分野は、人文学、社会科学及び自然科学の全分野とします。



申請資格

海外特別研究員

(赤字部は令和8年度採用分より新設)

- ・我が国の大学等学術研究機関に所属する研究者
(常勤・非常勤の別や任期の有無を問わない。)、又は、当該研究者を志望する者。
- ・【海外特別研究員】
採用年度の4月1日現在、博士の学位を取得後5年未満の者(学位取得見込みも含む)。
- ・【海外特別研究員(採用予約)】
募集要項の採用年度の4月1日現在、次のいずれかの我が国の大学院博士課程に在籍し、募集要項の採用年度の4月2日から翌年の4月1日までに博士の学位を取得する見込みの者。
 1. 区分制の博士課程後期第2年次又は3年次の年次相当(在学月数12か月以上36か月未満)に在学する者
 2. 一貫制の博士課程第4年次又は5年次の年次相当(在学月数36か月以上60か月未満)に在学する者
 3. 後期3年の課程のみの博士課程第2年次又は3年次の年次相当(在学月数12か月以上36か月未満)に在学する者
 4. 医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程第3年次又は4年次の年次相当(在学月数24か月以上48か月未満)に在学する者
- ・採用年度の4月1日現在、大学等研究機関の任期の定めのない常勤研究職の職歴が過去通算して5年未満の者。
- ・日本国籍を持つ者、又は永住を許可されている外国人



申請資格

海外特別研究員-RRA (下線部は海外特別研究員との違い)

- ・我が国の大学等学術研究機関に所属する研究者(常勤・非常勤の別や任期の有無を問わない。)、又は、当該研究者を志望する者。
- ・以下のいずれかによる研究中断等の期間が通算90日以上ある者(年齢及び性別は問わない。)(※)
 - (1)申請者本人又は配偶者の出産又は育児
 - (2)家族の看護
 - (3)家族の介護
 - (4)結婚に伴う転居による辞職(辞職時の職が常勤職に限る。)
- ・採用年度の4月1日現在、博士の学位を取得後10年未満の者。
- ・採用年度の4月1日現在、大学等研究機関の任期の定めのない常勤研究職の職歴が過去通算して5年未満の者。
- ・日本国籍を持つ者、又は日本に永住を許可されている外国人

※研究中断等の理由となった事実及び期間等を証明する公的な証明書の提出が必要





採用数・採用期間・支援内容(令和8年度採用分)

■新規採用予定数

- 海外特別研究員 130名程度
 - 海外特別研究員-RRA 5名程度
- ※予算の状況により変更されます。

■採用期間

2年間

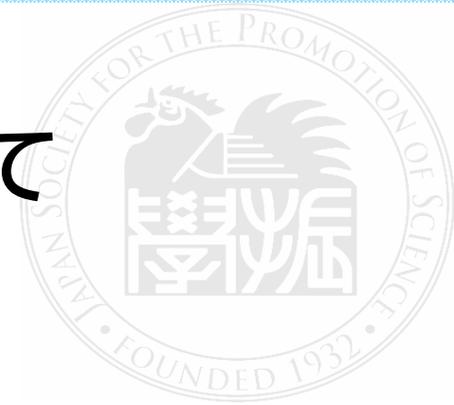
■支援内容

- 滞在費・研究活動費:派遣都市・国により年額約450～750万円
(※令和7年度政府予算案では年額の増額が盛り込まれている)
- 往復航空賃(帯同家族分を含む)
- 子供手当(海外特別研究員-RRAが帯同する子一人につき滞在費・研究活動費の10%相当)

※下線部分は海外特別研究員-RRAのみ適用

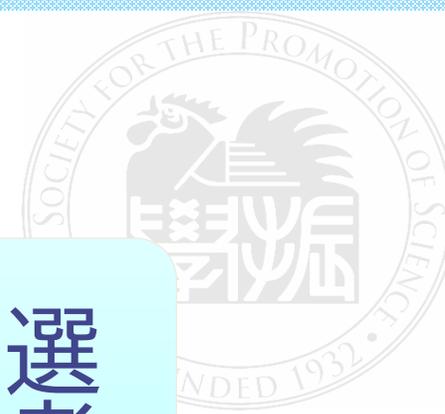


今回の募集における主な変更点について

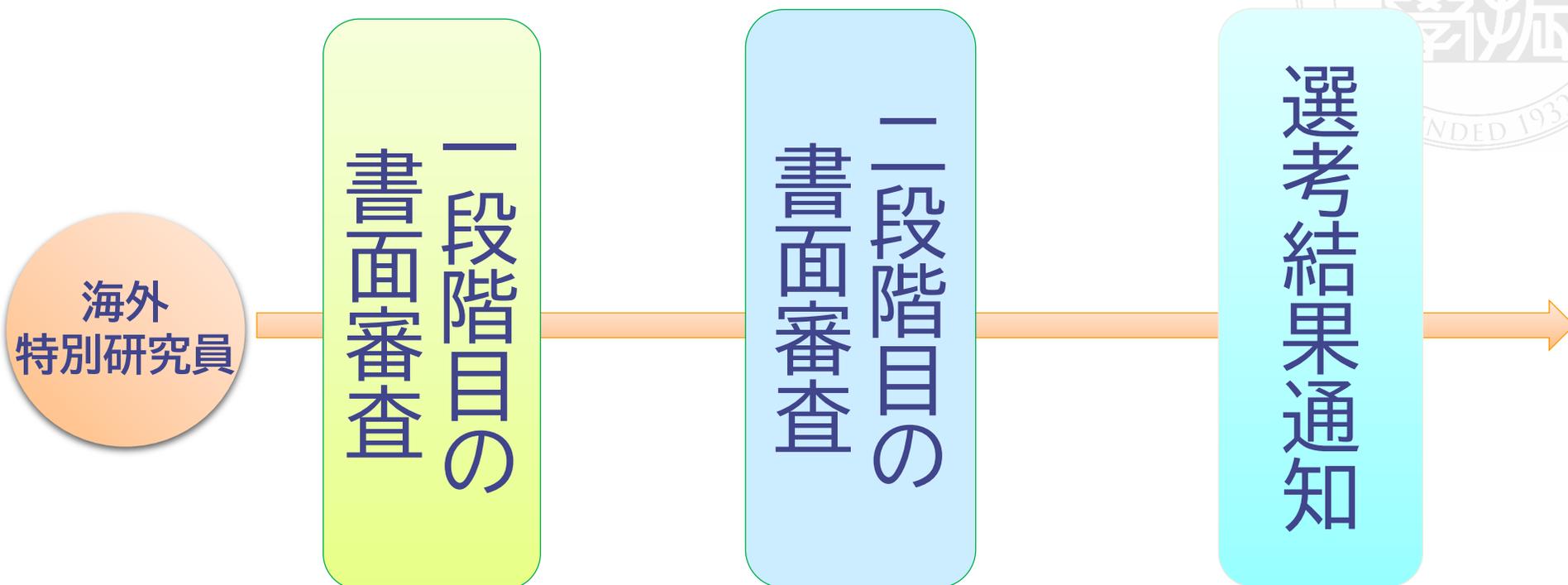


- ・海外での長期間の研究に意欲的な優れた博士人材を強力に支援するため、海外特別研究員(RRAを除く)の申請資格を緩和し、博士課程学生においては学位取得2年前からの応募を可能とする「採用予約」を新設。
- ・採用内定者のうち希望者に対して、各審査項目の評点を開示する。





選考について



海外
特別研究員

一段階目の
書面審査

二段階目の
書面審査

選考結果通知

1件の申請について申請者の審査区分に応じた書面審査セットにおいて審査委員6名による一段階目の書面審査を実施

一段階目の書面審査の結果、ボーダーゾーンとなった申請を対象に、一段階目の書面審査と同一の審査委員6名による二段階目の書面審査を実施

審査方針

申請書はこれらを踏まえて作成してください

- 海外での研究経験を通じて、学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
- 申請者が海外の研究機関で研究活動を行うことにより、※研究環境を変えて、新たな研究課題に挑戦することを目指す研究計画や、派遣前に行っている研究を大きく発展させることが期待できる研究計画を有するものについて優先させること。
- 研究計画が具体的であり、申請者と海外における受入研究者との事前交渉等が十分になされていること。海外で研究活動を行うにあたり、相応の語学能力(英語であれば、TOEFL(Internet-based)79点、TOEIC730点、英検準1級のいずれか程度)を有することが望ましい。

※海外特別研究員－RRAに限り、下線部箇所なし。



令和8(2026)年度採用分海外特別研究員の募集から採用までの流れ

2025年2月3日

募集要項公表

↓ 各研究機関で申請書を取りまとめる

3月中旬～5月12日

申請受付

各研究機関内の締切を要確認

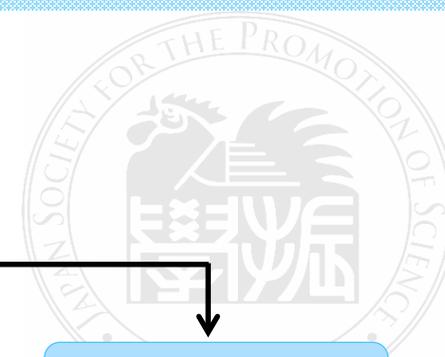
一段階目の書面審査

↓ 1件の申請について申請者の審査区分に応じた書面審査セットにおいて、審査委員6名による一段階目の書面審査を実施

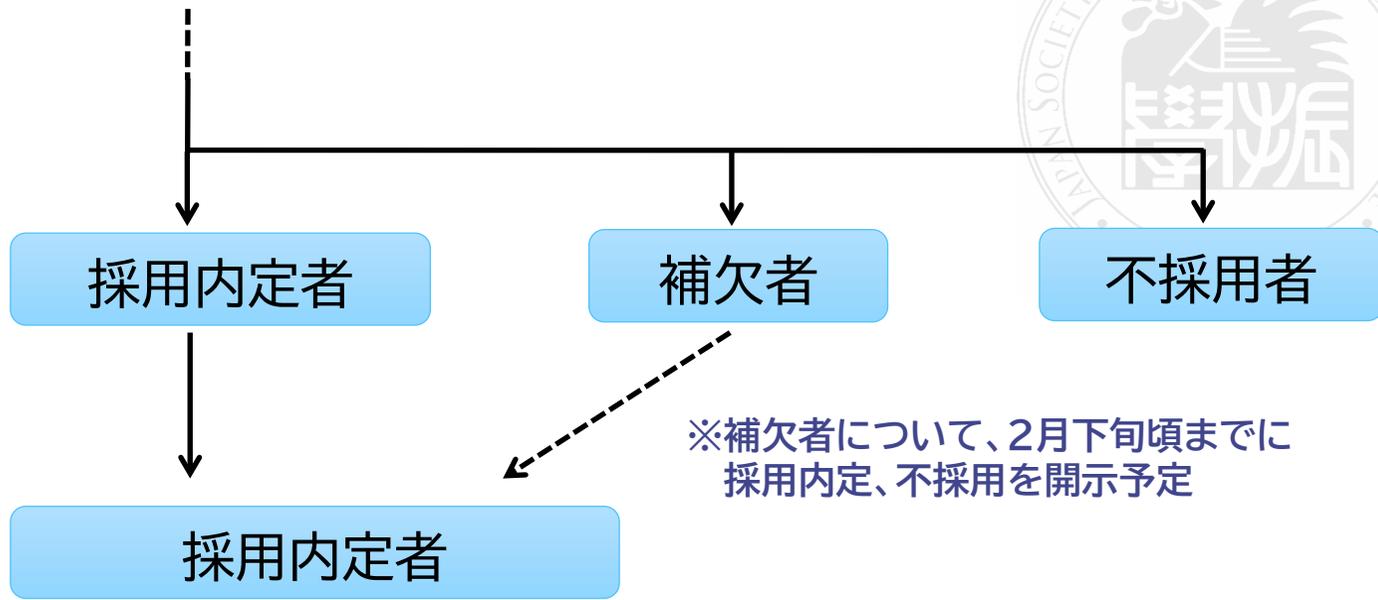
二段階目の書面審査

↓ 一段階目の書面審査の結果ボーダーゾーンとなった申請を対象に一段階目の書面審査と同一の審査委員6名による二段階目の書面審査を実施





10月上旬頃までに
選考結果を電子申請
システムにおいて開示



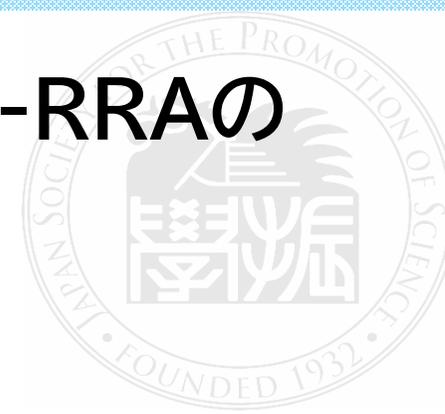
※補欠者について、2月下旬頃までに
採用内定、不採用を開示予定

2026年4月1日～
2027年2月末日まで
に派遣開始

※採用予約の者は、
学位取得後、2026年
4月1日～2028年2月
末日までに派遣開始

資格要件を確認し、
その後順次派遣開始
(派遣期間は派遣開始日から2年間)





令和8(2026)年度採用分海外特別研究員-RRAの募集から採用までの流れ

2025年2月3日

募集要項公開

各研究機関で申請書を取りまとめる

3月中旬～5月12日

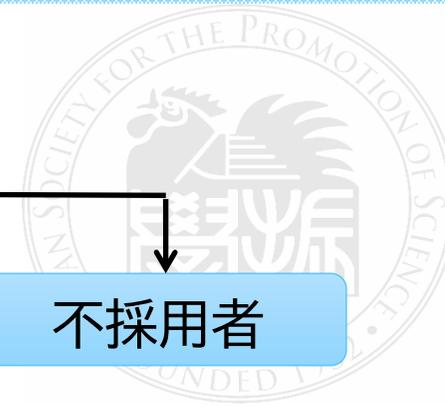
申請受付

各研究機関内の締切を要確認

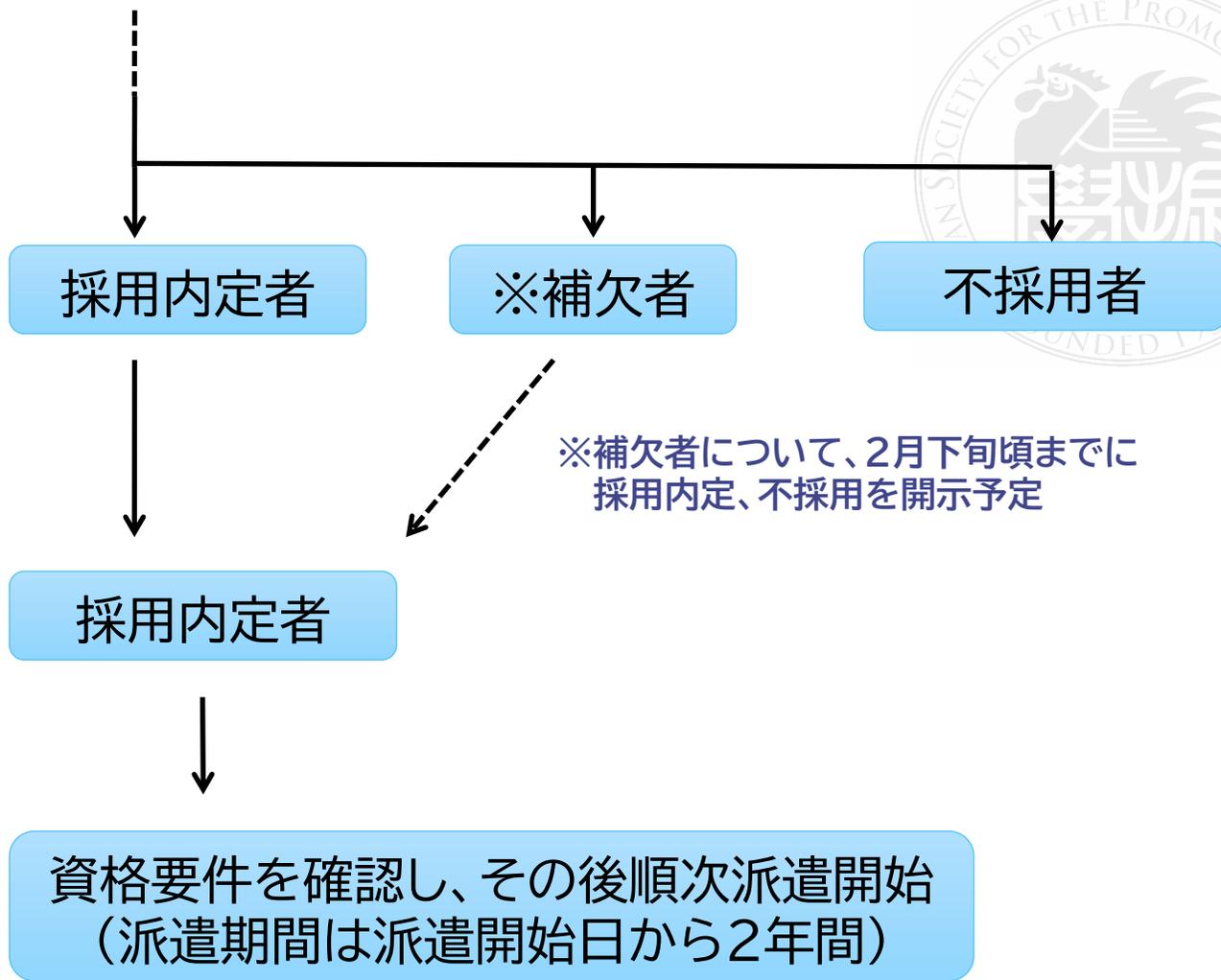
書類選考

1件の申請について申請者の書面審査区分に応じた審査委員6人による書面審査





9月下旬頃までに
選考結果を電子申請
システムにおいて開示



※補欠者について、2月下旬頃までに
採用内定、不採用を開示予定

2026年4月1日～
2027年2月末日まで
に派遣開始





申請書(申請内容ファイル)の構成

【2】派遣先における研究計画

- (1) 研究の概要及び研究の位置づけ
- (2) 研究目的・内容等

【3】外国で研究することの意義(派遣先期間・受入研究者の選定理由)

【4】人権の保護及び法令等の遵守への対応

【5】研究遂行力の自己分析





申請書(申請内容ファイル)の各項目

申請書の各項目の内容は以下のとおりです。それぞれの項目について、枠内に記載の指示に従って記入してください。

【2】 派遣先における研究計画 適宜概念図を用いるなどして、わかりやすく記入してください。様式の変更・追加は不可です。

(1) 研究の概要及び研究の位置づけ 本項目は1頁に収めてください。

- ・まず、研究課題名及び研究の概要を500字程度で記入してください。
- ・続けて、海外特別研究員として取り組む自身の研究の位置づけについて、当該分野の状況や課題等の背景、並びに本研究計画の着想に至った経緯も含めて記入してください。

(2) 研究目的・内容等 本項目は2頁に収めてください。

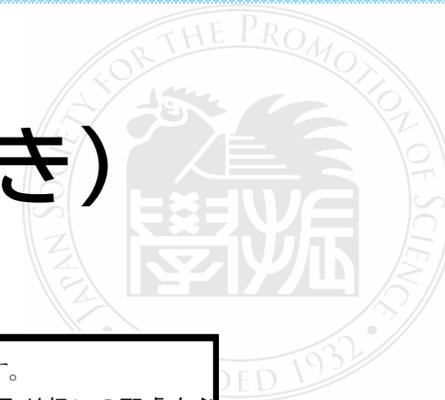
- ① 海外特別研究員として取り組む研究計画における研究目的、研究方法、研究内容について記入してください。
- ② どのような計画で、何を、どこまで明らかにしようとするのか、年次計画を示し、具体的に記入してください。研究計画が想定通り進まなかった場合の対応方法があれば、あわせて記入してください。
- ③ 研究の特色・独創的な点（先行研究等との比較、本研究の完成時に予想されるインパクト、将来の見通し等）にも触れて記入してください。
- ④ 共同研究の場合には、申請者が担当する部分を明らかにしてください。

【3】 外国で研究することの意義（派遣先機関・受入研究者の選定理由）

※各事項の字数制限はありませんが、全体で1頁に収めてください。様式の変更・追加は不可です。

- ① 申請者のこれまでの研究と派遣先機関（受入研究者）の研究との関連性について記述してください。
- ② 国内外の他研究機関（研究者）と派遣先機関（受入研究者）とを比較し、派遣先で研究する必要性や意義について明らかにしてください。（フィールドワーク・調査研究を行う場合、派遣先地域で研究する必要性や意義を中心に述べても構いません。）





申請書(申請内容ファイル)の各項目(続き)

【4】 人権の保護及び法令等の遵守への対応 本項目は1頁に収めてください。様式の変更・追加は不可です。

- ・本欄には、「【2】派遣先における研究計画」を遂行するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究や安全保障貿易管理を必要とする研究など指針・法令等（国際共同研究を行う国・地域の指針・法令等を含む）に基づく手続が必要な研究が含まれている場合、講じる対策と措置を記入してください。
- ・例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査（個人履歴・映像を含む）、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、インフォームド・コンセントが必要な研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験、機微技術に関わる研究など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となりますので手続の状況も具体的に記入してください。
- ・また、既に海外において研究を開始している者で、当該国の法令等に基づく手続が必要な研究が含まれている場合は、その対策と措置をどのように講じているのかを記述してください。該当しない場合には、「該当しない」と記載してください。

【5】 研究遂行力の自己分析 本項目は2頁に収めてください。様式の変更・追加は不可です。

- ・日本学術振興会海外特別研究員制度は、我が国の学術の将来を担う国際的視野に富む有能な研究者を養成・確保することを目的としています。この目的に鑑み、これまで携わった研究活動における経験などを踏まえ、研究遂行力について分析してください。

※申請書の本項目枠外に記載の斜体で記した内容を熟読の上、記入してください。
なお、作成後、斜体の文字は削除してください。





お問い合わせ先

独立行政法人日本学術振興会
人材育成事業部人材育成企画課
海外特別研究員募集担当

03-3263-0925

kaitoku-s@jps.go.jp

受付時間:月曜日～金曜日(祝日を除く。)の9:30～12:00及び13:00～17:00(JST)
(年未年始(12/29～1/3)、創立記念日(9/21)は休日とさせていただきます。)